

固定資産税のよくある質問にお答えします

固定資産税は土地や家屋などを持たない人にとって、なじみが薄い税金かもしれません。しかし、その税収は福祉や教育、ごみ収集など、身近な行政サービスを提供する上で欠かすことのできない貴重な財源になっています。ここではその算出方法や、よくお寄せいただく質問などをお知らせします。
※新型コロナウイルス感染症に伴う減免措置については本紙 5 ページをご覧ください。

「固定資産税」とは？

固定資産税とは、毎年 1 月 1 日（賦課期日）に土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を所有している人が、その固定資産の価格を基に算出された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。税額は次の手順で決定し、納税者へ通知しています。

- ① 固定資産を評価して価格を決定し、その価格を基に課税標準額（税額算出の基礎となる額）を算出します
- ② 課税標準額に税率（1.4%）を乗じて、固定資産税の税額を算出します
- ③ 税額等を記載した納税通知書は、原則として毎年 4 月に納税者に送付しています。納税通知書には資産ごとの課税内容を確認できる「課税資産明細書」を添付していますので、必ず確認してください



よくある質問 Q&A

Q 年の途中で売買した場合、納税義務者はどうなりますか？

A 固定資産税は、原則として 1 月 1 日現在の登記簿等に所有者として記載されている人が納税義務者となります。そのため、売買契約を締結していても、1 月 1 日までに登記簿等の所有者変更の手続きが完了していなければ、納税義務者は売主のままです。

Q 家屋を取り壊した場合、固定資産税はどうなりますか？

A 1 月 1 日までに取り壊した家屋については、翌年度から固定資産税がかからなくなります。取り壊した家屋が住宅の場合、土地の固定資産税は「住宅用地に対する課税標準の特例」の適用が受けられなくなることがあり、翌年度から税額が高くなりますのでご注意ください。家屋の一部または全部を取り壊した場合は、「滅失申告書」を資産税課に提出してください。登記している家屋の場合は、法務局での手続きが別途必要です。

Q 所有者が亡くなったのですが、固定資産税の課税はどうなりますか？

A 納税義務は、原則として相続人が引き継ぐこととなります。この場合、固定資産を現に所有することになった人（相続人など）から申告書を提出していただき、翌年度から新しい納税義務者に変更します。この手続きは、法務局での相続登記が完了するまでの間、一時的に納税義務者を決めていただくもので、相続登記の手続きは別途必要です。早めに登記の名義を変更することをお勧めします。

Q 償却資産とは何ですか？

A 償却資産とは、土地・家屋以外で、会社や個人が事業（工場、事務所、店舗、アパート、駐車場など）のために使う構築物や機械、器具、備品などをいいます。例えば、アパート経営の場合には門扉、塀、駐車場の舗装路面、外灯などが償却資産申告の対象となります。なお、償却資産申告書の提出期限は毎年 1 月 31 日となっています。

☎資産税課 ☎ 24-1111

消防活動にご理解とご協力をお願いします

本市では、年間 100 件前後の火災が発生しています。消火活動のため、消防車両の緊急走行や現場付近一帯の規制、消火栓の使用による上下水道への影響など、市民の皆さんには迷惑をお掛けしますが、大切な命や財産を守るためにご理解とご協力をお願いします。

運転中に緊急車両が近づいたら



緊急走行は火災現場や救急患者の下へいち早く駆け付けるための大切な活動です。運転中に緊急車両が近づいてきたら、次のとおり対応してください。

- 緊急車両は基本的に追い越し車線を走ります。運転者は交差点やその付近を避け、道路の左側へ寄って進路を譲ってください
- 追い越し車線での信号待ちや右折レーンにいるときなど判断に迷う場合は、緊急車両からマイクでアナウンスしますので、落ち着いて指示に従ってください
- アナウンスが聞き取りにくい・理解できない場合は、その場で停車したまま待機してください。動いている車両が多いほど事故の発生リスクが高くなります

消防・救急現場の規制にご理解を

火災や救急の現場では現場の安全確保のため、消防隊が付近一帯を規制することがあります。大げさに感じる事があるかもしれませんが、思わぬ二次災害から市民の皆さんを守るための重要な業務ですので、ご理解をお願いします。

火災発生時の水道利用について

消火活動の水利として消火栓を使用した場合に、一時的に家庭へ供給する水量が減少したり、水道水に濁りが出たりすることがあります。水道水の濁りは水道局と連携し、いち早く改善に努めていますので、皆さんのご理解をお願いします。

☎消防局警防課 ☎ 23-9254

「ご当地ナンバー」に交換しませんか

本市では、九十九島をモチーフにした「ご当地ナンバープレート」を交付しています。本市の財産である九十九島を PR し、市のイメージアップを図るため、皆さんもご当地ナンバープレートに交換しませんか。

場所 資産税課、宇久行政センター・住民課

対象 次のいずれかを満たす原動機付自転車

- ① 総排気量 50cc以下（白色ナンバー）
- ② 総排気量 90cc以下（黄色ナンバー）
- ③ 総排気量 125cc以下（桃色ナンバー）

料金 無料（旧ナンバープレートを紛失した場合は 200 円が必要です）

※所有者の印鑑、旧ナンバープレート、車台番号が確認できる書類（登録証、保険証書など）が必要です。

※ナンバーは受け付け順に交付していますので、希望の番号は選ばません。



① 50cc以下

② 90cc以下

③ 125cc以下

※ナンバー変更の場合、自賠責保険の変更手続きが必要な場合があります。詳しくは保険会社などにご確認ください。

☎資産税課 ☎ 24-1111